

北広島市立学校適正配置等審議会条例

北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例(昭和61年広島町条例第9号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 北広島市立学校の教育環境の適正な整備を図るため、北広島市立学校適正配置等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、北広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) より良い教育環境を整備するための北広島市立学校の配置等の在り方に関すること。
- (2) 児童及び生徒の通学区域の設定及び変更に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者
- (3) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)
- (4) 北広島市立学校の教職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第6条 会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得な

い理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。
(部会)

第7条 審議会は、特定の事項を調査及び検討するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会長は、当該部会における調査及び検討の経過及び結果について、審議会に報告しなければならない。
- 7 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条及び前条第1項の規定中「審議会」とあるのは「部会」と、第5条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。
(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会
が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例第3条第2項の規定により委嘱されている委員(同項第4号に掲げる者を除く。以下この項において「旧審議会委員」という。)である者は、この条例の施行の日に、改正後の北広島市立学校適正配置等審議会条例(次項において「新条例」という。)第3条第2項の規定により北広島市立学校適正配置等審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧審議会委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる委員の人数が新条例第3条第1項に定める人数に満たない場合において、新たに委嘱される委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期と同一の期間とする。

(北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例等の一部を改正する条例の一部改正)

4 北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例等の一部を改正する条例(令和3年北広島市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 削除

5 北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、<u>第3条の規定は、令和4年10月1日から施行する。</u></p> <p>(準備行為)</p> <p>2 改正後の北広島市社会教育委員に関する条例第2条、北広島市図書館条例第9条及び北広島市スポーツ推進審議会に関する条例第4条の規定による委員の委嘱又は任命のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、<u>次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>第3条の規定</u> 令和4年10月1日</p> <p>(2) <u>第1条の規定</u> 令和5年6月1日</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 改正後の北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例第3条、北広島市社会教育委員に関する条例第2条、北広島市図書館条例第9条及び北広島市スポーツ推進審議会に関する条例第4条の規定による委員の委嘱又は任命のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</p>